

議案第51号

木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の全部改正について

木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年木津川市条例第194号）の全部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月28日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）」が令和7年10月1日から施行され、所要の改正が必要になることを機に、条例の形式を「木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）」及び「木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年木津川市条例第7号）」を参照する形式とするため、本条例の全部を改正するものです。

木津川市条例第 号

木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（案）

木津川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年木津川市条例第194号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、木津川市企業職員（以下「企業職員」という。）の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（準用）

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の給与の種類及び基準については、木津川市職員の給与に関する条例（平成19年木津川市条例第47号）の適用を受ける職員の例による。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与等の種類及び基準については、木津川市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年木津川市条例第7号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。